

淡海の川づくり検討委員会 議事概要

日 時：平成 21(2009)年 10 月 28 日(土) 14：00～16：30

場 所：コラボしが 2 1 3 階大会議室

出席者：淡海の川づくり検討委員

寶委員長、中川副委員長、佐野委員、遊磨委員、吉見委員
事務局

滋賀県流域政策局 流域治水政策室、河川・港湾室

- 議事内容：1．滋賀県河川整備方針(案)について
2．河川整備計画の策定方針について
3．甲賀・湖南圏域河川整備計画(原案)について

概 要：事務局より、「滋賀県の河川整備(案)H13.3」改訂しました。「滋賀県の河川整備(案)」「河川整備計画の策定方針」の内容を説明しました。意見交換の内容は次の通りです。

滋賀県河川整備方針(案)について

委 員：河川整備方針(案)の(案)は付けたままとするのですか。

事務局：審議内容を反映した修正を行い、内容の承認を得た時点で(案)を取る予定です。

委 員：資料 2-1 と資料 3 は両方ともタイトルに「方針」と記載されていますが、この 2 つの資料は、どの様な位置付けですか。

事務局：資料 2-1 は、滋賀県の河川整備における基本方針を示したものであり、河川整備計画はこの方針に従って作成を行います。資料 3 は河川整備計画を策定するまでの流れを整理したものです。

委 員：琵琶湖以外は殆ど治水に関する内容となっていますが、環境や利水に関して別途資料で整理しているのですか。

事務局：P22～P26 の環境や利水も含めた川づくりの基本理念、川の将来像等に基本的な考え方を示しています。具体的な内容は、各河川の特徴により異なる為、河川整備計画で示す予定です。この資料は、滋賀県では河川整備基本方針がない為、将来的な河川改修の方針を確認する目的で作成したものです。

委 員：資料 2-1 は、法的に位置付けられる資料ですか。

事務局：法的に位置付けられた資料ではありません。

委 員：P36 の第 6 章 6-2(2)で、湖岸の景観として内湖が抜けています。また、琵琶湖の景観として最も重要なものは、「蒼い琵琶湖」と呼ばれる琵琶湖の湖水といった表現がありますが、最も重要であると順位付けまで必要ですか。

- 事務局 : 記載内容を修正します。
- 委員 : 琵琶湖に関する記載が、いきなり保全から始まっています。琵琶湖では、過去から事業が行われており治水・利水に関しては対策が不必要かもしれないですが、少なくともその旨は記載すべきです。
- 事務局 : 4章に琵琶湖における取り組みの記載はありますが、今後の琵琶湖の在り方に関する箇所にも、記載を追加します。
- 委員 : 資料3の7番目パワーポイント資料の「自然の営力により」と言う非常に良い言葉が資料2-1には記載がない様に思います。ぜひ記載して欲しいです。
- 事務局 : P25に記載しています。
- 委員 : 河川整備のランクは定められましたが、河川の維持管理についてもランク付けが必要ではないですか。
- 委員 : P2に「滋賀の河川」のタイトルで図がありますが、河川も分かり難いので図の修正が必要ではないですか。
- 事務局 : 図を修正します。
- 委員 : P8に形状係数等の図がありますが、この図の説明が本文にないです。また、平常時と洪水時の流量規模の違いを示す為に、河況係数を記載してはいかがでしょうか。
- 事務局 : 記載します。
- 委員 : 参考資料の年表について、治水事業の年表が昭和47年で終わっているのは何故ですか。また環境事業の記載内容が少ない気がしますが、どのような基準で年表の記載事項を選定していますか。
- 事務局 : 最新の情報で年表を修正します。
- 委員 : 歴史的遺産である治水施設は、資料2-1に記載されている以外の施設についても「滋賀県の近代化遺産」の本に整備されており、追記頂きたいです。
- 事務局 : 記載を追加します。
- 委員 : 歴史的遺産である治水施設が多く記載しきれない場合は、「滋賀県の近代化遺産」を参考資料として記載してはいかがでしょうか。
- 委員 : P6の明治29年が1989年とありますが、可笑しいのではないですか。
- 事務局 : 修正します。
- 委員 : 河川整備計画策定時には、地域住民等が参加した川づくり会議等で意見交換を行う場はありますか。今回の修正内容も地元住民等に周知を行いますか。
- 事務局 : 本会議で議論する甲賀・湖南圏域の河川整備計画は、地域部会の説明や地域住民への縦覧を行っています。
- 委員 : 「滋賀県の河川整備方針(案)」は、大きな修正事項が発生しない限り、今回指摘された事項等について、各委員個別に説明し最終案を取りまとめます。

河川整備計画の策定方針について

委員 : 今後 20 年間に予算が増えた場合は、整備時期検討区間が整備実施区間等に変更されますか。

事務局 : 予算や洪水被害の状況による変更の可能性はあります。

委員 : 一定区間の整備が完了した場合、天井川等において、整備完了区間と未整備区間の連結部で連続性が保てなくなりますが、出来るだけ連続性を保つ工夫をして欲しいです。

事務局 : 連続性に関することを、何処かに記載をします。

甲賀・湖南圏域河川整備計画（原案）

事務局より、「甲賀・湖南圏域河川整備計画(原案)」の内容について説明を行いました。意見交換の内容は次の通りです。

委員 : 資料 4-1 の P18～P19 の記載は、資料 2-1 の P 32 の目標安全水準を反映していますか。現在の記載は、各河川のランクが分かり難いのではないですか。

委員 : 資料 4-4 の写真と P43 の図面の関係を教えて欲しいです。この由良谷川の隧道は、文化遺産としての価値がある施設であり、そのまま残す事は無理な場合でも、工法等の記録は残して欲しいです。

事務局 : 地元住民からは交通の面等から撤去を希望する意見が出ています。何処かに復元する事は困難ですが、正確な記録は残したいです。

委員 : 工事の時期はいつ頃ですか。

事務局 : 5 年後くらいを予定していますか。

委員 : 始めから由良谷川の隧道を撤去ありきの改修計画は、滋賀県の河川整備方針(案)にそぐわないのではないですか。また、由良谷川の様な天井川では、工事区間の最上流端で連続性を保つ為の配慮が必要であり、連続性の確保に関する記載を追加して欲しいです。

委員 : 由良谷川の隧道は、地域の人々にとっては普通の施設かもしれないですが、非常に文化的な価値のある施設です。隧道の撤去に際しては、専門家による文化財としての価値を説明する話し合いの場が必要ではないですか。

事務局 : 重要な文化財である事を踏まえ、整備を実施して行きます。

委員 : 資料 4-4 の P35 における * の説明が $* > 0.06$ で裸地が攪乱と記載されており、 $* > 0.06$ で樹林化が発生しないと誤解する表記なので修正して欲しいです。また、P53 の新守山川の改修断面は、平均年最大流量で $* > 0.10$ ですが、これでは河床の固定化が進むのではないですか。せめて、* は 0.1 以上は確保して欲しいです。工事の際に滲筋を確保する等の工夫が必要です。

事務局 : 実際の工事では、もっと * を向上させる工夫をします。

- 委員 : 資料 4-1 の P26 の区間設定に関する記載のままでは、この区間以外では維持管理堀削も行われぬのかと誤解されてしまいます。ですので、この箇所に、「維持管理区間を除く」と記載して欲しいです。
- 事務局 : P49 の「3.2.2 河川の維持の種類及び施工場所」に維持管理に関する記載があり、この箇所に県管理区間全体を対象に維持管理を、行う旨を記載してはいかがですか。
- 委員 : 行政的には P49 に記載すると思いますが、文章は前から見る為、P26 に記載する方が良いのではないですか。
- 委員 : 河川改良では、かなりの堀削が発生すると思いますが、堀削土砂や樹木、草等の処理方法はどの様に行うのですか。
- 事務局 : 堀削土砂は、再利用可能なもの以外は処分地に持って行く事になります。樹木、草等は、肥料等にしていますが、需要と供給の関係で難しい面があり、現状では焼却して CO2 になっています。再利用について工夫する必要があります。現状では、資料 4-1 に処分方法まで記載するのは難しいので、適切な処理を行う旨を記載したいです。
- 委員 : 資料 4-4 の P70、P84、P86、等に琵琶湖で実施されている事業が記載されていますが、これからの事業の効果は乏しいものではないですか。
- 事務局 : P70 赤野井湾の事業は、直接琵琶湖に放流するより良いと考えられています。P84 の矢橋の事業は、シミュレーションによる事業実施効果の予測をしています。P87 のマイアミ浜の事業は、野洲川の土砂供給の再開は無理ですが、他地域から土砂を持ってくる事で対応し事業を行っています。
- 委員 : マイアミ浜の事業で供給する土砂は、野洲川ではなくても河川の土砂が望ましい為、河川の堀削土砂を使用すれば良いのではないですか。
- 事務局 : 既に堀削土砂の利用を行っています。
- 委員 : ヨシによる河川浄化ではヨシを刈り取る必要ですが、この事業ではヨシの刈り取りまで行うのですか。
- 事務局 : 2~3 年に一回、冬場にヨシの刈り取りを実施しています。
- 委員 : P70 の赤野井湾の事業には、水質浄化の目標値はあるのですか。
- 事務局 : 昭和 40 年代の推定流入負荷量を目標に、他部局と一体に事業実施しています。
- 委員 : 資料 4-1 について、治水では各河川の課題が記載されていますが、環境については、琵琶湖以外の河川では、各河川の課題が記載されていないです。現状と課題の項目であり課題があれば、各河川について課題を追記して欲しいです。
- 委員 : 小河川では、環境の課題が一般論的な記載となってしまうのではないですか。環境に関しては、資料 4-2 に詳しい情報が記載されており、大河川である野洲川を例として概略的な環境の課題を記載すれば良いのではないですか。

- 事務局 : 野洲川以外の小規模な河川では、環境に関するデータが十分ではない場合があります。環境の課題については、各河川の状況に応じて記載を修正したいです。
- 委員 : 資料 4-1 の P24 の「2.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」について、実施事業に関する記載がないですが、今後実施する事業について記載すべきではないですか。
- 事務局 : 正常流量については、現在の取水状況を把握する以外に具体的な対策がない状況です。ですので、現在の内容でしか記載する他ないです。
- 委員 : ソフト的な対応でも良いので記載して欲しいです。
- 委員 : P50 ~ P52 の正常流量に関連する記載を、参考にはいかがですか。
- 委員 : 整備計画を策定する際に、正常流量を検討する必要はあるのですか。
- 事務局 : 野洲川以外の河川は取水施設がほとんどない状況であり、整備計画の策定で正常流量を設定する必要は小さいと考えています。

以上